日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

平成29年5月24日、日本放送協会(以下「協会」という。)から、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

Ⅱ 申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを通じて放送番組等を提供する業務(以下「インターネット活用業務」という。)を実施しているところ、今回、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準の変更案(以下「変更案」という。)は別添のとおりであり、「第2部 2号受信料財源業務」のうち、「1 業務の内容」に関して、「ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限るほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本」としているところ、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあることを追加するものである。

Ⅲ 現時点における総務省の考え方

(1)基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、法定された実施基準の認可基準(法第20条第10項各号に定める基準をいう。)その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」「(以下「審査ガイドライン」という。)を、意見募集を実施した上、整備したところである。

変更案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の 考え方について検討を行う。

(2) 審査ガイドラインに照らした検討²

¹ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114 01.pdf

² 本審査は、申請内容が2号受信料財源業務に係る内容に限定されていることから、2号受信料財源業務の審査項目に限って行う。

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、変更案においては、

- ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、
- イ 現行の実施基準に定める2号受信料財源業務として、ラジオのメディアとして の有効性等を図る観点から他の放送事業者と行う周知活動の一環として、行われ るものであること

から、適切な内容であると認められる。

② 市場の競争を阻害しないこと

変更案により、

- ア 実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の 実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施する ものであること、
- イ 市場競争との関係として、新たに実施する業務がラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に限定されており、公共性の高い取組が中心となっていること

から、適切な内容であると認められる。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

国内ラジオ放送のインターネットによる提供地域について、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合において、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあると記載するほか、変更案により、2号受信料財源業務等の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないとする現行の実施基準の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な 措置を講ずるものであること

変更案により、業務の遂行状況に関し、競合事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられた際の適切かつ速やかな対応を行うとともに、これらの意見・苦情等に係る外部委員からなる審査委員会による検討や、その結果を尊重し必要な措置を講ずること、当該検討結果や措置内容を協会のホームページで公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

- 2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること(法第20条第 10項第2号関係)
 - ① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

変更案に記載されている内容に照らして検討を行った結果は下記のとおりである。

A)業務の種類

変更案においては、現行の実施基準に定める業務のうち、2号受信料財源業務として行う旨が記載されており、適切な内容であると認められる。

B)業務の内容

変更案においては、

- ア 提供する情報の内容については放送中の放送番組と記載されていること、
- イ 国内ラジオ放送(ラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送)と特定の放送番組を提供することが記載されていること

から、適切な内容であると認められる。

C)業務の実施方法

変更案においては、現行の実施基準で定める2号受信料財源業務として、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある旨を記載しているものであり、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更案においては、業務の対象として、現行の実施基準で定める「協会が放送している番組(放送中番組)」とする旨が記載されており、法に規定する放送番組に該当するものと認められる。

- 3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと(法第20条第10項第3号関係)
 - ① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度 の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に2号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるが、変更 案により、これらの業務に関する現行の実施基準の変更を行うものではなく、適切な 内容であると認められる。

- 4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと (法第20条第10項第4号関係)
 - ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
 - ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

変更案により、実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと(法第20条第10項第5号関係)

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

変更案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案においては、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがあるとされていることについては現在実施されている国内全域を対象として行われている国内ラジオ放送のインターネットによる提供を前提としていること、また、一部地域への制限が周知活動の一環としてのみ実施されることに鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

6. 第2項第2号の業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと(法第 20条第10項第6号関係)

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、

- ア 2号受信料財源業務として利用者に対価を求めることなく実施することとされていること、
- イ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動 の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の 対象地域を国内の一部地域とすることがあること

とされているほか、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等の記載や、利用 者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表する とともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停 止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定 めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲 内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

- ② サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための 必要な措置を講ずるものであること
- ③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること
- ④ 利用者からの意見·苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものである こと
- ⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更案により、

- ア 利用者保護の観点から、あらかじめサービスの内容を公表するとともに、利用 規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表する
- イ 放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令や、「NH K個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵 守し、個人情報等の適切な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずること
- ウ サービスの利用者等からの意見・苦情等について、協会のコールセンター、全 国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口につ いて周知に努めることとされており、必要な措置を講ずる
- エ 放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く 一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定する ことのないよう努める

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案に示されているラジオのメディアとしての有効性等について他の放送 事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において は、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容が既存の サービス内容と異なるものであることから、当該サービス内容について事前に利用者 に対して周知するとともに、当該サービスの終了に当たって事前に適切な情報提供を 行うことが求められる。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提 供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等 に対し適切に対応する等の措置が求められる。

7. 業務の実施基準の変更勧告(法第20条第11項関係)及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善(法第20条第13項関係)

- ① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること
- ② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適 正かつ明確に定められていること

変更案により、

- ア 業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表する
- イ 業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務 ごとの資料を作成し、公表することとし、あわせて、毎年度、技術の発達、需要 の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して 評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基 準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずる

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案にあるとおり、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送 事業者と行う周知活動の一環として行われるものであることに鑑み、実施後は、協会 の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行 うことが求められる。

Ⅳ 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提(条件)として、これを認可することが適当であると考える。

- ① ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了の際に事前に適切な情報提供を行うこと。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等に対し適切に対応する等の措置を講ずること。
- ② ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、協会の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うこと。

Ⅴ 今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。